

岩手県医療局管理規程第16号

医療局長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月28日

岩手県医療局長 八重樫 幸 治

医療局長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する規程

医療局長の権限に属する事務の委任に関する規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>(病院の長委任事項)</p> <p>第2条 病院の所掌に係る事務に関し、当該病院の長に委任する事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号。以下「組織規程」という。）第4条第25項第24号の表の右欄に掲げる病院の長にあつては、第3号から第5号まで及び第13号に掲げるものを除く。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>2 特定病院の長に委任する事項は、前項各号に掲げるもののほか、組織規程第4条第25項第24号の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる病院に係る次に掲げる事項並びに前項第4号、第5号及び第13号に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> | <p>(病院の長委任事項)</p> <p>第2条 病院の所掌に係る事務に関し、当該病院の長に委任する事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号。以下「組織規程」という。）第4条第25項第24号の表の右欄に掲げる病院の長にあつては、第3号から第5号まで及び第14号に掲げるものを除く。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p><u>(11) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項の規定による貸付け（同項第4号に掲げる場合に該当し、かつ、軽易なものである場合に限り。）に関すること。</u></p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>2 特定病院の長に委任する事項は、前項各号に掲げるもののほか、組織規程第4条第25項第24号の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる病院に係る次に掲げる事項並びに前項第4号、第5号及び第14号に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>  |   |

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。